

平成30年10月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成30年10月29日（月）午前9時00分～10時30分まで
出席委員	（農業委員 7人） 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：坂本康充 5番：堀田計一 6番：西和浩 7番：後藤ミホ 8番：平野豊文 （農地利用最適化推進員 7人） 吉岡定男 藤井恒美 國岡伸二 久保田博文 田村和之 西哲郎 岸法彦
欠席委員	（農業委員 0人 推進員 0人） 農業委員： 0 名 推進委員： 0 名
出席職員	事務局長：渕上達也 専門監：三隅秀俊 主事：濱砂裕紀
会議録署名委員	7番：後藤 ミホ 8番：平野 豊文
議事日程	平成30年10月29日（月）1日間
報告	（1） 10月の行事報告について （2） 農地転用事前調査報告（4条 1件、5条 1件） （3） 農家相談日結果報告について（0件） （4） 各委員活動報告について （5） 事務局報告について ① 農地相続届の提出について（1件） ② 合意解約書の提出について（1件） ③ 利用配分計画の認可について（4件） ④ その他
会議事件	議案第91号 農地法第3条目的の買受適格証明願い 議案第92号 農地法第4条の事業計画変更申請 議案第93号 農地法第5条目的の買受適格証明願い 議案第94号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 議案第95号 農用地利用集積計画（利用権設定）について
事務局 （事務局長）	皆さん、お早うございます。ただ今から10月期の木城町農業委員会定例総会を始めたいと思います。それでは、皆さんご起立ください。一同、礼。ご着席ください。 会長挨拶に入ります前に、資料の訂正をお願いします。まず、3 報告の（1）と（2）の間に、農地転用事前調査と入れて頂きたいと思います。それから、1 ページの農業委員会関係行事「予定」ではなく「報告」となります。資料を訂正させて頂き、誠に申し訳ありませんが、よろしくお願いします。 それでは、鎌田会長からご挨拶を頂きます。よろしくお願いします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	皆さん、改めましてお早うございます。台風24号において、本町においても大変大きな被害が出てしまいました。皆様におかれましても、被害に会われた方もおられるかと思いますが、何とか復興に向け一生懸命されていると思い

議長（会長） 鎌田 勝敏	ます。完全復興は出来ませんが、めげずに頑張って頂ければと思っています。それから、先日の木城ふるさとまつりに向けての餅つき、大変お忙しい中、夜遅くまで、また、早朝からせんぐ餅の袋詰めまで。おかげさまでせんぐまきも大盛況に終わりました、正解だったと思っています。事故もなく無事終わりました。皆さんに感謝を申し上げたいと思います。もち米もほぼ完売ということでもあります。豊作でありましたので、大変うれしく思っています。ご協力有難うございました。本日は、案件が5件あります。午後からは、農業者年金の加入推進研修会ということになっています。よろしくお願ひしたいと思っています。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、ただ今から平成30年10月期の定例総会を開会いたします。 本日の本会議の出席は、農業委員7名中全員出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名の出席ですので、合計14名の出席となっています。 議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なし） それでは、7番後藤委員と8番平野委員をお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と濱砂主事を指名いたします。 それでは、本会議に入ります。
議長（会長） 鎌田 勝敏	議案第91号 農地法第3条目的の買受適格証明願ひの承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。
事務局 （事務局長）	資料の9ページをお願い致します。議案第91号 農地法3条目的の買受適格証明願ひの承認についてです。 番号1番、2番、3番 申請地 土地表示 大字椎木字中島〇〇番 地目 田 地積 732 m² 他 14 筆 合計 田 15 筆 畑 1 筆 10,768 m² 上から5番目の登記は畑ですが、現況は田となっております。申請人については、表記のとおりです。内容 所有権移転 経営内容 耕作面積 14,864 m² 耕作内容 水稻 農機具の保有状況 トラクター1台 田植機1台 コンバイン1台 担当委員は、7番後藤委員です。資料につきましては、11ページから13ページに添付しています。 番号4番、5番、6番 申請地につきましては、先ほどの1番、2番、3番と全く同じであります。土地表示 大字椎木字中島〇〇番 地目 田 地積 732 m² 他 15 筆 合計 田 15 筆 畑 1 筆 10,768 m² 申請人については表記のとおりです。内容 所有権移転 経営内容 耕作面積 30,204 m² 耕作内容 肉

事 務 局 (事務局長)	用牛専業型・繁殖牛 10 頭 農機具の保有状況 トラクター3 台 田植機 1 台 ロールベアラー1 台 担当委員は、7 番後藤委員です。資料につきましては、 11 ページから 13 ページに添付しています。なお、この 2 件につきまして、農 地法 3 条の許可は、競売後に落札者から申請があった場合、定例総会に改めて 諮ることなく、会長の決裁により、許可書を発行する事となります。議決の際、 ご考慮いただきますようお願いいたします。以上です。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	それでは、番号 1 番、2 番、3 番につきまして担当の 7 番後藤委員から補足 説明がありましたらお願い致します。
(7 番) 後藤 ミホ	しっかりと農業をされていますし、今、自分で耕作されている所も管理され ていますので、買受は適格だと思います。よろしくご審議をお願いします。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	同じく後藤委員ですが、番号 4 番、5 番、6 番につきまして、補足説明があ りましたらお願い致します。
(7 番) 後藤 ミホ	この方も勤め先を辞められて、一生懸命父親と農作業されているので、大丈 夫かと思います。よろしくご審議をお願いします。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	それでは、説明が終わりましたので、議案第 91 号 農地法第 3 条目的の買 受適格証明願いの承認について、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、 挙手の上、番号を言われてから質疑をお願いします。 (意見・質疑なし) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。それでは、お諮りしたいと 思います。議案第 91 号 農地法第 3 条目的の買受適格証明願いの承認につい て番号 1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番について賛成の方は挙手をお願い致 します。 (全員挙手) 全員賛成との事ですので、議案第 91 号 農地法第 3 条目的の買受適格証明 願いの承認について番号 1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番は承認可決としま す。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 92 号 農地法 4 条の事業計画変更申請の承認につい てであります。事務局長の説明と朗読をお願い致します。
事 務 局 (事務局長)	資料の 14 ページをお願い致します。議案第 92 号 農地法第 4 条の事業計画 変更申請の承認について、農地法 4 条の規定による許可申請の事業計画変更申 請を下記のとおり提出する。 受付番号 1 番 申請人の住所・氏名については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字大戸亀〇〇番 地目 畑 地積 3,286 m² 転用目的 牛舎 施設

事務局 (事務局長)	概要 牛舎（576 m ² ）※残地は放牧場として利用 担当委員は、3 番坂本委員です。資料につきましては、15 ページから 27 ページに添付しています。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、写真説明をお願い致します。
事務局 (濱砂 主事)	プロジェクターにて写真説明。
議長（会長） 鎌田 勝敏	写真説明が終わりましたので、3 番坂本委員から補足説明をお願いします。
(3 番) 坂本 康充	受付番号 1 番の説明を致します。今回の転用目的は牛舎となります。転用事前調査報告で説明させていただきましたが、平成 25 年 1 月に既に転用許可が出ていましたが、牛舎面積・放牧場の面積が当初計画から変更になった為、変更申請を提出していただいております。総会資料に当時の計画書もありますので、参考にして下さい。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	説明が終わりましたので、議案第 92 号 農地法第 4 条の事業計画変更申請の承認についてであります。受付番号 1 番につきまして、質疑をお受け致します。質疑がある方は挙手をお願い致します。
(6 番) 西 和浩	平成 24 年の 12 月に最初の申請が出て、今までこの土地には牛舎を建てていないということですか。5 年の間、建てていない理由があるのでしょうか。
事務局 (濱砂 主事)	事務局から補足説明をさせていただきます。15 ページに事業計画変更書をつけていただいているのですが、下から 2 つ目の 4 番にて、理由を書いていたいております。業務が多忙で転用の計画が履行できなかったということで、お話を聞いております。なお、現地調査の時に改めて確認したところ、資材費が高くなって建設が出来なかったというお話も聞いております。この 2 点が理由としてあったとのことです。以上です。
(6 番) 西 和浩	これは申請から何年以内に実行しなかったら申請は取消しみたいなことはないのですか。
事務局 (濱砂 主事)	原則、農地転用は 1 年以内に実行しないといけないこととなっています。
(6 番) 西 和浩	変更で出てはいるのですが、新規ではなく変更ですね。
事務局 (濱砂 主事)	変更になります。
(6 番) 西 和浩	5 年ぐらいたっても。

事 務 局 (濱砂 主事)	本来であれば、許可書を返戻していなければならないのですが、前に一度許可を受けているということで、県に確認をさせていただきましたところ事業計画の変更で大丈夫ですと言う回答を頂いております。
議長（会長） 鎌田 勝敏	他に、質疑がある方は挙手をお願い致します。 （質疑・意見なし） 質疑が無いようですので質疑を打ち切りたいと思います。それでは、お諮りします。議案第 92 号 農地法第 4 条の事業計画変更申請の承認についてであります。受付番号 1 番について賛成の方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） 全員賛成との事ありますので、議案第 92 号 農地法第 4 条の事業計画変更申請の承認について受付番号 1 番については、承認ということで原案どおり許可相当とし、県知事に意見書を添えて進達させていただきます。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 93 号農地法第 5 条買受適格証明願の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
事 務 局 (事務局長)	それでは、総会資料の 28 ページをお願いします。 議案第 93 号農地法第 5 条買受適格証明願の承認についてであります。農地法第 5 条買受適格証明願の承認について下記のとおり提出する。 受付番号 1 番 申請人の住所・氏名については表記のとおりです。 土地表示 大字椎木字岩渕〇〇番 地目 田 地積 1,132 m² 他 2 筆 合計 田 2 筆 1,324 m²、畑 1 筆 980 m² 合計 2,304 m² 施設概要 建築面積 1,108.88 m²（太陽光パネル 664 枚） 転用目的 太陽光発電用地 担当委員は、7 番後藤委員です。資料は、29 ページから 36 ページに添付しています。この案件につきましても、農地法 5 条の申請が競売後に落札者から申請があった場合には、会長の決裁において県知事に進達することをご了知の上議決を頂きますようお願い致します。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、写真説明をお願い致します。
事 務 局 (濱砂 主事)	プロジェクターにて写真説明。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、担当の 7 番後藤委員から補足説明をお願い致します。

(7 番) 後藤 ミホ	5 条の買受適格証明願いが出ていますが、先ほど局長が言われましたように、もし落札された場合には、無条件というか、会長決裁でということですので、現地確認の時にお願いしたのですが、家が隣接しておりますので、こちらに対しての配慮だけはお願いしたいと思っております。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、質疑に入りたいと思います。議案第 93 号 農地法第 5 条買受適格証明願の承認についてであります。質疑のある方は挙手をお願い致します。
(5 番) 堀田 計一	私は知らなかったのですが、買受適格証明書を持って競売に参加しないといけないのですか。
事務局 (濱砂 主事)	事務局から補足の説明をさせていただきます。今、質問があったとおりになります。29、30 ページに付けているものを、農業委員会に提出して頂きまして、総会で承認の議決を得て、許可権者の県知事へ進達することになります。この後、県において審査後に買受適格証明書を宮崎県が申請者へ発行し、その買受適格証書を持って申請者が競売に参加することになります。
(5 番) 堀田 計一	資格があるという証明が要ということですね。
事務局 (濱砂 主事)	はい、そうです。
(5 番) 堀田 計一	農業委員会に先に適格証明願いを出さなければいけないのですね。
事務局 (濱砂 主事)	そうです。競売に参加する為の証明書になります。
事務局 (事務局長)	補足ですが、落札者は、再度、5 条の申請をしないといけません。競売で落札した後に 5 条申請を農業委員会へ提出していただき、会長の決裁後、県知事宛に進達することとなります。
(7 番) 後藤 ミホ	総会に諮らずに会長の決裁で許可相当として進達されるのですか。
事務局 (濱砂 主事)	はい、そうです。
(5 番) 堀田 計一	太陽光発電と言う事ですが、一時転用ではないのですか。
事務局 (濱砂 主事)	一時転用ではありません。
(5 番) 堀田 計一	先程、後藤委員が言われたように民家が隣接していて、申請地に太陽光発電をされるのであれば、隣接の住民へ説明し、了解を得る必要があるのでは。
事務局 (濱砂 主事)	30 ページに在りますが、「当方が落札しましたら、隣接農地所有者に・・・」と書いてあります。確認しましたところ、住民の方にも説明をされると記載されていますので、改めて申請の段階で上記の件につきましてはお願いしたいと

事 務 局 (濱砂 主事)	考えています。
(8 番) 平野 豊文	太陽光発電の用地買収について、まだ地区住民の意見は聞いていないのですね。
事 務 局 (専門監)	落札されてからでないと、話は出来ませんので。
事 務 局 (事務局長)	ただ、競売に参加する事業者があるというだけでは、地区住民へ話をする ことはありません。
(8 番) 平野 豊文	実施するかどうかということではないのですね。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	資格があるかどうかの審議になります。はじめて見る文書だと思いますので、 理解が難しいのかなと思いますが、判からない事があれば質問をして下さい。
(8 番) 平野 豊文	場所が岩渕のまん中になるからですね。いろいろ出て来るのではないかと思 うのですが。
事 務 局 (事務局長)	隣接の農地というと、うちの家しかないんですけど。私の家の農地が隣接し ているだけで、あとは民家になります。民家から了解を取って頂きたいという 事をお願いするというのを、5 条申請の時にしたいということを現地確認の 時にみんなと話しております。
(2 番) 工藤 久美子	太陽光パネルを隣接の家の住民が良いよと言えば、太陽光発電を認めること となる。
事 務 局 (事務局長)	だから、先ほど言いましたように、N さん、S さん、と一緒に競売に参加さ れますので、そちらが落札されれば、また、話は違って来ます。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	誰が落札するかは判からないので、ここに挙がっているからといって、この 方が必ず落札ということではありません。
(2 番) 工藤 久美子	土地代金の 579,000 円というのは、まだ競売にかかっていないのに。
事 務 局 (濱砂 主事)	この 579,000 円というのは、ホームページで出ているのですが、不動産の競 売サイトで、最低の落札価格になります。入札額を記載出来ないでこの金額 を書くという事で、運用がされているとのことで、ここの金額が記入されてい ます。
事 務 局 (事務局長)	入札額を示すことが出来ませんので。
事 務 局 (濱砂 主事)	最低の価格は 3 筆分の価格となります。
(2 番) 工藤 久美子	難しいですね。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	お判かりでしょうか。他に質問はありませんか。いろいろ意見を出していた だくと勉強になりますから、意見をどうぞ。

(2 番) 工藤 久美子	最低価格というのは、どこが出されるのですか。
事 務 局 (事務局長)	そこは、裁判所が決めるのでは。
(2 番) 工藤 久美子	裁判所が決められたのですか。
(8 番) 平野 豊文	競売の表示額がこれということですね。
(7 番) 後藤 ミホ	今、太陽光発電用地として買受証明願いが出ていますが、落札されたとして、やっぱり家が立ち並んでいるし、申請地に家を建てようという時はどうなりますか。
事 務 局 (濱砂 主事)	あくまで太陽光発電の用地として買受適格証明願いが出ていますので、家を建てるとなると、先ほど事務局長から話があったように、29 ページ、30 ページの申請で挙がってきた時のみ、会長決裁で県に進達します。もし、申請内容が変わっていた時は、再度、始めから総会に諮らないといけません。5 条の申請を出し直す事になります。適格証明を出し直すことはありません。又、家を建てるという計画を出していただきます。
議長（会長） 鎌田 勝敏	あくまでも太陽光発電用地という申請でありますので。
事 務 局 (事務局長)	農地を雑種地とか宅地に転用する計画で競売に参加できることを農業委員会が認めているということですよ。今回の入札に関しては、転用をしてもいい案件かどうかということです。また転用の目的が変われば新たに 5 条申請を出していただくということです。
(7 番) 後藤 ミホ	そうなりますね。
事 務 局 (濱砂 主事)	4 条若しくは、5 条の申請になります。
議長（会長） 鎌田 勝敏	他に質問はございませんか。 (質疑なし) 他に質疑がないようですので、お諮り致します。議案第 93 号 農地法第 5 条買受適格証明願の承認についてであります。この申請につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成との事ですので、議案第 93 号 農地法第 5 条買受適格証明願の承認についてであります。この申請につきましては、承認ということで原案どおり

議長（会長） 鎌田 勝敏	許可相当とし、県知事に意見書を添えて進達させていただきます。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 94 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
（事 務 局） 事務局長	総会資料の 37 ページをお願いします。議案第 94 号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。 整理番号 1 番 受付番号 16 番 移動区分 売買 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字田畑〇〇番 地目 田 地積 990 m² 利用目的 稲作 売買価格 全部で 300,000 円 支払方法 現金払い 移転時期・支払時期・引渡時期はいずれも 2018 年 11 月 30 日 担当委員は 8 番平野委員です。資料は、38 ページに添付してあります。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、担当の 8 番平野委員から補足説明をお願い致します。
（8 番） 平野 豊文	この案件につきましては、父親が亡くなられ娘さんが引き継ぐということで、相続が完了しましたので、本日の案件となりました。以上です。
議長（会長） 鎌田 勝敏	説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 94 号農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。質疑のある方は、挙手をお願いします。 （質疑なし） 質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第 94 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。この申請につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） 全員賛成とのことですので、議案第 94 号 農用地利用集積計画（所有権移転）について、受付番号 16 番につきましては承認可決とします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 95 号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。
（事 務 局） 事務局長	総会資料の 39 ページをお願いします。議案第 95 号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。公告年月日平成 30 年 11 月 1 日です。

(事 務 局) 事務局長	整理番号 1 番 受付番号 49 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字似り〇〇番 地目 畑 地積 1,726 m² 利用目的 露地野菜 始期・終期 2018 年 11 月 11 日から 2021 年 11 月 10 日 (3 年) 10 a 当り借賃 10,000 円 経営面積 13.8ha 家族数 9 稼働労働力 5 更新となっています。担当委員は 3 番坂本委員です。資料は、40 ページに添付してあります。 整理番号 2 番 受付番号 50 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字高城字鳥居久保〇〇番 地目 畑 地積 1,010 m² 利用目的 露地野菜 始期・終期 2018 年 11 月 11 日から 2023 年 11 月 10 日 (5 年) 10 a 当り借賃 8,000 円 経営面積 2ha 家族数 4 稼働労働力 2 更新となっています。担当委員は 5 番堀田委員です。資料は、41 ページに添付してあります。 整理番号 3 番 受付番号 51 番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人については表記のとおりです。土地表示 大字高城字鳥居久保〇〇番 地目 畑 地積 1,030 m² 利用目的 露地野菜 始期・終期 2018 年 11 月 11 日から 2023 年 11 月 10 日 (5 年) 10 a 当り借賃 8,000 円 経営面積 2ha 家族数 4 稼働労働力 2 更新となっています。担当委員は 5 番堀田委員です。資料は、42 ページに添付してあります。以上です。
議長 (会長) 鎌田 勝敏	すべて更新ですので、担当委員の説明は省略します。 それでは、質疑に入ります。議案第 95 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) についてであります。受付番号 49 番、50 番、51 番につきまして、質疑をお受け致します。質疑がある方は挙手のうえ、受付番号を言われてから質疑をお願い致します。 (質疑・意見なし) 質疑が無いようですので、質疑を打ち切りたいと思います。それでは、お諮りします。議案第 95 号農用地利用集積計画 (利用権設定) についてであります。受付番号 49 番、50 番、51 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成との事ありますので、受付番号 49 番、50 番、51 番につきましては承認可決とします。 以上で、本会議を終了致します。

協 議 会	1 11月の行事予定について 2 その他
議長（会長） 鎌田 勝敏	以上をもちまして、平成30年10月期の総会を閉会します。
	この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。 議 長 署名委員 署名委員